

寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指導の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険に係る指定居宅サービス事業者等に対する指導に係る基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスに関する質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。
- (2) 旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者等 法第23条又は旧法第23条に規定する居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者
- (4) 基準等 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）及び居宅サービス等に関し厚生労働省が定める基準等

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は旧法の例による。

(指導方針)

第3条 指導は、指定居宅サービス事業者等に対し、基準等に定める事項その他必要と認める事項について周知徹底を図るものとする。

(指導の種類等)

第4条 指導の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる者を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習形式で行う指導又はそれに準ずる方法により行う指導
- (2) 運営指導 次の形態により、指導の対象となる者の事業所における面談形式で行う指導又はそれに準ずる方法により行う指導
 - ア 一般指導 寝屋川市が単独で行う指導で、別に定める基準により選定して計画的に行う指導又は必要に応じて緊急に行うもの
 - イ 合同指導 厚生労働省、大阪府又は他市町村と寝屋川市が合同で行う指導

(指導対象)

第5条 指導は、全ての指定居宅サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

- (1) 集団指導の対象 集団指導の対象は、寝屋川市が指導に関する権限を有する全ての指定居宅サービス事業者等とする。
- (2) 運営指導の対象の選定基準
 - ア 一般指導
 - (ア) 市長が定める実施計画に基づき、指定居宅サービス事業者等から選定する。
 - (イ) (ア)に掲げるもののほか、特に一般指導を要すると認める指定居宅サービス事業者等から選定する。
 - イ 合同指導 一般指導の対象とした者のうち、合同指導を要すると認める指定居宅サービス事業者等から選定する。

(指導の内容)

第6条 運営指導の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備及び利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導
- (2) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(実施方法等)

第7条 第4条第1号に規定する集団指導は、次の各号のとおり実施する。

- (1) 実施通知 あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。
- (2) 指導方法 指定居宅サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問、個別相談等の機会を設けるとともに、大阪府が実施する指導内容との整合を図るため、事前に情報提供等必要な連携を図る。

2 第4条第2号に規定する運営指導は、次の各号のとおり実施する。

- (1) 実施通知 運営指導の対象者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該運営指導の対象者に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業者の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

カ その他運営指導の実施に関し必要な事項

- (2) 指導方法 運営指導の対象の関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式又はそれに準ずる方式で行い、その結果については、必要に応じて関係者に対して講評を行う。

(運営指導の結果通知等)

第8条 運営指導の結果は、当該運営指導の対象者に対して、後日文書により通知する。

2 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項及び介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる事項には、その旨を前項に規定する文書において通知するとともに、当該通知した事項について文書により報告するよう求めるものとする。

(自主点検の指導等)

第9条 前条第2項の場合において、過誤による調整を要すると認められるときは、当該運営指導の対象者に対しサービス提供を行った全ての事例に関して、自主的に点検させるとともに、当該自主点検の結果、更なる過誤が確認されたときは、当該過誤による調整を行うよう指導するものとする。

(監査への変更)

第10条 運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、寝屋川市指定居宅サービス事業者等の監査の実施に関する要綱（令和 年 月 日制定）に定めるところにより、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 基準等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(関係行政機関等との連携)

第11条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施を行うものとする。

(委任等)

第12条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。